



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

975	地籍調査の成果の認証	(地域政策課).....	2
976	〃	(〃).....	2
977	〃	(〃).....	2
978	〃	(〃).....	3
979	〃	(〃).....	3
980	〃	(〃).....	4
981	〃	(〃).....	4
982	〃	(〃).....	4
983	〃	(〃).....	5
984	〃	(〃).....	5
985	〃	(〃).....	5
986	認定リサイクル製品の使用及び購入の状況の公表	(環境生活総務課).....	6
987	介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定	(長寿社会課).....	7
988	介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定	(〃).....	7
989	介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	(〃).....	7
990	和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事監視製品の指定の失効	(薬務課).....	8
991	保安林の指定予定の通知	(森林整備課).....	8
992	〃	(〃).....	9
993	保安林の指定施業要件変更予定	(〃).....	9
994	保安林の指定施業要件の変更	(〃).....	9
995	道路の区域変更	(道路保全課).....	10
996	〃	(〃).....	10
997	道路の供用開始	(〃).....	11
998	道路の区域変更	(〃).....	11
999	道路の供用開始	(〃).....	11
1000	道路の区域変更	(〃).....	12
1001	道路の供用開始	(〃).....	12
1002	道路の区域変更	(〃).....	12
1003	道路の供用開始	(〃).....	13
1004	道路の区域変更	(〃).....	13
1005	〃	(〃).....	13
1006	道路の供用開始	(〃).....	14
1007	道路の区域変更	(〃).....	14
1008	道路の供用開始	(〃).....	14
1009	道路の位置の指定	(都市政策課).....	15

○ 公安委員会告示

- 27 銃砲刀剣類所持等取締法の規定による診断を行う医師の指定 15
29 // 15
30 // 16

○ 正誤

- 平成26年7月1日付け和歌山県報第2569号和歌山県告示第851号中 16

告 示

和歌山県告示第975号

和歌山県有田郡有田川町大字中の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年8月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田郡有田川町
- 2 調査を行った時期
平成23年10月14日から平成26年3月18日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田郡有田川町大字中の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田郡有田川町大字中の一部地区
- 5 認証年月日
平成26年7月11日

和歌山県告示第976号

和歌山県有田郡有田川町大字谷の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年8月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田郡有田川町
- 2 調査を行った時期
平成23年10月14日から平成26年3月18日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田郡有田川町大字谷の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田郡有田川町大字谷の一部地区
- 5 認証年月日
平成26年7月11日

和歌山県告示第977号

和歌山県有田郡湯浅町大字山田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年8月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田郡湯浅町
- 2 調査を行った時期
平成24年4月17日から平成26年3月18日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田郡湯浅町大字山田の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田郡湯浅町大字山田の一部地区
- 5 認証年月日
平成26年7月11日

和歌山県告示第978号

和歌山県有田郡湯浅町大字山田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年8月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田郡湯浅町
- 2 調査を行った時期
平成24年4月17日から平成26年3月18日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田郡湯浅町大字山田の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田郡湯浅町大字山田の一部地区
- 5 認証年月日
平成26年7月11日

和歌山県告示第979号

和歌山県田辺市稲成町の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年8月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
平成23年4月1日から平成26年2月7日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市稲成町の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市稲成町の一部地区
- 5 認証年月日
平成26年7月11日

和歌山県告示第980号

和歌山県日高郡日高川町大字山野の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成26年8月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期
平成24年4月17日から平成26年3月13日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡日高川町大字山野の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡日高川町大字山野の一部地区
- 5 認証年月日
平成26年7月11日

和歌山県告示第981号

和歌山県日高郡日高川町大字平川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成26年8月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期
平成24年4月17日から平成26年3月24日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡日高川町大字平川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡日高川町大字平川の一部地区
- 5 認証年月日
平成26年7月11日

和歌山県告示第982号

和歌山県日高郡日高川町大字下田原の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成26年8月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期
平成24年4月17日から平成26年3月25日まで
- 3 成果の名称

和歌山県日高郡日高川町大字下田原の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県日高郡日高川町大字下田原の一部地区

5 認証年月日

平成26年7月11日

和歌山県告示第983号

和歌山県日高郡みなべ町山内の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年8月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県日高郡みなべ町

2 調査を行った時期

平成23年4月1日から平成24年11月5日まで

3 成果の名称

和歌山県日高郡みなべ町山内の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県日高郡みなべ町山内の一部地区

5 認証年月日

平成26年7月11日

和歌山県告示第984号

和歌山県有田郡有田川町大字尾上、小原の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年8月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県有田郡有田川町

2 調査を行った時期

平成23年10月14日から平成26年3月18日まで

3 成果の名称

和歌山県有田郡有田川町大字尾上、小原の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県有田郡有田川町大字尾上、小原の一部地区

5 認証年月日

平成26年7月11日

和歌山県告示第985号

和歌山県新宮市熊野川町西敷屋の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年8月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県新宮市
- 2 調査を行った時期
平成23年5月2日から平成25年3月29日まで
- 3 成果の名称
和歌山県新宮市熊野川町西敷屋の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県新宮市熊野川町西敷屋の一部地区
- 5 認証年月日
平成26年7月11日

和歌山県告示第986号

和歌山県リサイクル製品の認定及び利用の促進に関する条例（平成17年和歌山県条例第131号）第10条第2項の規定により、同条第1項に規定する認定リサイクル製品の平成25年度における使用及び購入の状況を次のとおり公表する。

平成26年8月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 工事

(1) 使用数量

種別（製品数）	品 目	数 量
コンクリート資材関係（68）	再生砕石	1, 530㎡
		25, 741 ㎡
		408個
	上層路盤材	2, 808㎡
	再生砂	1, 564㎡
コンクリート二次製品	952m	
	3, 457㎡	
	317㎡	
	8, 182個	
アスファルト混合物	10本	
	100枚	
アスファルト混合物	1基	
	58箇所	
アスファルト混合物	3, 948㎡	
	1, 896t	
植生基盤材等（21）	土壌改良材	294㎡
		10, 829kg
		10, 759袋
	植生基盤材	3, 060㎡
		520㎡
		540, 638L
	緑化基盤材	2, 769袋
293㎡		
植生基材マット	3, 410袋	
	38, 360㎡	

間伐材利用工事資材(1)	植生基盤工	310袋
--------------	-------	------

(2) 購入金額 336,894,243円

2 物品の調達

(1) 使用数量

種別(製品数)	品目	数量
文具・機器類(1)	トナーカートリッジ	187本
園芸資材等(1)	肥料	600kg

(2) 購入金額 805,493円

和歌山県告示第987号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

平成26年8月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3071700698	夢音合同会社	茶話本舗デイサービス夢音貴志川	紀の川市貴志川町井ノ口615番地5号	通所介護	平成26.8.1	平成32.7.31

和歌山県告示第988号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき公示する。

平成26年8月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3071800498	合同会社エヌケイ	ケアセンターひなの	岩出市森3-31	居宅介護支援	平成26.8.1	平成32.7.31
3071800506	合同会社楽命館	居宅介護支援事業所いつよ	岩出市中島813-1 グリーンプラザ中島Ⅱ2-E	居宅介護支援	平成26.8.1	平成32.7.31
3072500907	合同会社岬	ケア、プラン岬台	東牟婁郡串本町潮岬793-4	居宅介護支援	平成26.8.1	平成32.7.31

和歌山県告示第989号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

平成26年8月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日

30720005 93	セカンドクラフト株式会社	訪問介護事業所ホップ御坊	御坊市湯川町小松原37 1番5号	訪問介護・介 護予防訪問介 護	平成 26.8.1	平成 32.7.31
30722013 81	医療法人研医会田辺 中央病院	田辺すみれ訪問介護 ステーション	田辺市新庄町田鶴1739 -21	訪問介護・介 護予防訪問介 護	平成 26.8.1	平成 32.7.31
30721009 14	一般社団法人デイス クール	レッツ倶楽部由良	日高郡由良町大字里27 7番地の1	通所介護・介 護予防通所介 護	平成 26.8.1	平成 32.7.31

和歌山県告示第990号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例（平成24年和歌山県条例第83号）第12条第1項の規定により、次のとおり知事監視製品の指定が効力を失うので告示する。

平成26年8月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 失効する知事監視製品

(1) 次の写真に示すとおり、被包に「ULTIMATE Thunder」と表示のある製品であつて、その内容物が植物片のもの

(次の写真は、省略し、その写真を和歌山県福祉保健部健康局薬務課及び県立保健所に備え置いて縦覧に供する。)

2 失効理由

当該知事監視製品が和歌山県薬物の濫用防止に関する条例第17条第1項の知事指定薬物に指定されるに至ったため

3 失効年月日

平成26年8月8日

和歌山県告示第991号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年8月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林予定森林の所在場所 田辺市本宮町皆瀬川字鶴持3、7、7の1、8、8の1、9から35まで、52から56まで

2 指定の目的 水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局地域振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第992号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年8月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林予定森林の所在場所 新宮市高田字葛藪2219から2221まで、2223、2225、宇尾放2226から2232まで、2232の1、2233、2234、宇戸矢倉3093から3096まで、3097の1、3097の2、3098、3100から3105まで、3108、3109の1、3172の1（次の図に示す部分に限る。）、3172の14から3172の17まで

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

宇尾放2226、2228、2230、2231、2232（次の図に示す部分に限る。）、2232の1、2234（次の図に示す部分に限る。）、宇戸矢倉3172の1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局地域振興部林務課並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第993号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成26年8月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 伊都郡かつらぎ町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び伊都振興局地域振興部林務課並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第994号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成26年8月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 日高郡印南町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局地域振興部林務課並びに印南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第995号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年8月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 480号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
伊都郡高野町大字高野山字内子谷川13番1地内	新	46.10 } 65.20	85.70	

和歌山県告示第996号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年8月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 檜野串本線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
東牟婁郡串本町須江字滝頭二色ノ川1203番24地先から同町須江字一ツ松1490番1地先まで	旧	8.57 } 43.71	499.10	

同上	新	10.94 } 43.71	499.10	
----	---	---------------------	--------	--

和歌山県告示第997号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年8月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 檜野串本線

供用開始の区間 東牟婁郡串本町須江字滝頭二色ノ川1203番24地先から同町須江字一ツ松1490番1地先まで

供用開始の期日 平成26年8月8日

和歌山県告示第998号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年8月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 古座川熊野川線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
東牟婁郡古座川町西川字岡船原1413番地先から同町西川字クロク1425番3地先まで	旧	4.71 } 7.35	157.60	
同上	新	6.15 } 10.39	157.60	

和歌山県告示第999号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年8月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 古座川熊野川線

供用開始の区間 東牟婁郡古座川町西川字岡船原1413番地先から同町西川字ロクロ1425番3地先まで
 供用開始の期日 平成26年8月8日

和歌山県告示第1000号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年8月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 古座川熊野川線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
東牟婁郡古座川町下露字本川筋1622番1地先から同町下露字本川筋1620番地先まで	旧	4.12 ） 17.00	152.00	
同上	新	6.90 ） 17.00	152.00	

和歌山県告示第1001号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年8月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 古座川熊野川線

供用開始の区間 東牟婁郡古座川町下露字本川筋1622番1地先から同町下露字本川筋1620番地先まで

供用開始の期日 平成26年8月8日

和歌山県告示第1002号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年8月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 潮岬周遊線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考

東牟婁郡串本町潮岬字高塚2867番1地先から同町潮岬字楠平見2706番13地先まで	旧	8.80 } 19.40	470.00	
同上	新	10.80 } 19.40	470.00	

和歌山県告示第1003号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年8月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 潮岬周遊線

供用開始の区間 東牟婁郡串本町潮岬字高塚2867番1地先から同町潮岬字楠平見2706番13地先まで

供用開始の期日 平成26年8月8日

和歌山県告示第1004号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年8月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 那智山勝浦線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
東牟婁郡那智勝浦町大字井関字岩本1059番3地先から同町大字井関字岩本1038番1地先まで	旧	7.03 } 11.94	194.70	那智勝浦古座川線と重用延長11.50メートルを含む。
同上	新	11.02 } 13.03	194.50	那智勝浦古座川線と重用延長11.50メートルを含む。

和歌山県告示第1005号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年8月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 那智勝浦古座川線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
東牟婁郡那智勝浦町大字井関字前田910番1地先から同町大字井関字前田907番1地先まで	旧	8.65 } 11.94	27.00	那智山勝浦線と重用延長11.50メートルを含む。
同上	新	8.65 } 11.94	27.00	那智山勝浦線と重用延長11.50メートルを含む。

和歌山県告示第1006号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年8月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 那智山勝浦線

供用開始の区間 東牟婁郡那智勝浦町大字井関字岩本1059番3地先から同町大字井関字岩本1038番1地先まで

供用開始の期日 平成26年8月8日

和歌山県告示第1007号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年8月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 南平野下里停車場線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
東牟婁郡那智勝浦町大字井鹿字田之洞488番1地先から同町大字井鹿字田之洞487番1地先まで	旧	2.75 } 4.95	267.10	
同上	新	3.30 } 19.85	263.10	

和歌山県告示第1008号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、

告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年8月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 南平野下里停車場線

供用開始の区間 東牟婁郡那智勝浦町大字井鹿字田之洞488番1地先から同町大字井鹿字田之洞487番1地先まで

供用開始の期日 平成26年8月8日

和歌山県告示第1009号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成26年8月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3253	伊都郡かつらぎ町大字笠田中字田中113番1の一部、114番1の一部、112番8の一部、112番9の一部 伊都郡かつらぎ町大字笠田中字稲子146番5の一部	紀の川市名手市場1281番地 榎本文博	平成 26. 7. 30	6.00	52.38
				6.10	58.10
				6.34	

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第27号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条の3第2項（同法第7条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定による診断を行う医師を次のとおり指定した。

なお、指定期間は、平成27年3月31日までとする。

平成26年8月8日

和歌山県公安委員会委員長 片 山 博 臣

医師の氏名	勤務する病院名	病院の所在地
篠崎和弘	和歌山県立医科大学附属病院	和歌山市紀三井寺811番地1
辻富基美	同上	同上

和歌山県公安委員会告示第29号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第12条の3の規定による診断を行う医師を次のとおり指定した。

なお、指定期間は、平成27年3月31日までとする。

平成26年8月8日

和歌山県公安委員会委員長 片 山 博 臣

医師の氏名	勤務する病院名	病院の所在地	診断の対象者
鶴飼聡	和歌山県立医科大学附属病院	和歌山市紀三井寺811番地1	銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項第3号に規定する政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第8条第3号に定める病気を除く。）にかかっている者並びに同法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者
小瀬朝海	同上	同上	
篠崎和弘	同上	同上	銃砲刀剣類所持等取締法施行令第8条第3号に定める病気にかかっている者
辻富基美	同上	同上	
篠崎和弘	同上	同上	介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2に規定する認知症である者
辻富基美	同上	同上	

和歌山県公安委員会告示第30号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第12条の3の規定による診断を行う医師を次のとおり指定した。

なお、指定期間は、平成28年3月31日までとする。

平成26年8月8日

和歌山県公安委員会委員長 片山博臣

医師の氏名	勤務する病院名	病院の所在地	診断の対象者
今出徹	県立こころの医療センター	有田郡有田川町庄31番地	銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項第3号に規定する政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第8条第3号に定める病気を除く。）にかかっている者並びに同法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者
生駒芳久	同上	同上	
森田佳寛	同上	同上	
北内信太郎	同上	同上	

正 誤

正 誤

平成26年7月1日付け和歌山県報第2569号和歌山県告示第851号中

ページ	誤	正
2	南塩谷	南塩屋